

ご案内

『吉野ヶ里町認知症高齢者等見守り台帳事業』の登録と 『吉野ヶ里町認知症高齢者等個人賠償責任保険事業』について

吉野ヶ里町では、認知症になっても皆が安心して住み慣れた地域で暮らせるよう、高齢者等の行方不明時の早期発見、保護などを目的とした地域の見守り体制整備に取り組んでいます。

『吉野ヶ里町認知症高齢者等見守り台帳事業』

○事業の内容

認知症などが原因で行方不明となるおそれのある高齢者の情報を事前に登録し、行方がわからなくなったときには、登録された情報をもとに搜索協力を行い、発見時の身元確認や家族への連絡を行うための制度です。行方不明時にスムーズな搜索活動、早期発見が期待できます。

○登録の対象者（以下のすべてを満たす方）

- ・吉野ヶ里町に住民票があり居住している方
- ・認知症もしくは認知症の疑いのある方
- ・自力で外出することができ行方不明になる可能性がある方

『吉野ヶ里町認知症高齢者等個人賠償責任保険事業』

○事業の内容

吉野ヶ里町が契約者となる個人賠償責任保険に加入することで、日常生活における偶然の事故で被保険者またはご家族等が法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金の支払いを受けることができます。なお、保険料は全額を町が負担します。

○登録の対象者（以下のすべてを満たす方）

- ・『吉野ヶ里町認知症高齢者等見守り台帳』に登録されている40歳以上の方
- ・在宅生活をしている方（在宅扱いとなる施設入所の方も含みます）
- ・要介護認定における「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡa以上である方（申請後に町で確認します）

※詳細は、裏面の「加入要件確認フロー図」を参照してください

○補償金額

1事故あたり、最大3億円

※示談交渉サービス（被保険者に代わって保険会社が示談交渉を行うもの）付き

【申請・問合せ先】

吉野ヶ里町役場 福祉課 高齢者包括支援係 電話：0952-37-0344

『吉野ヶ里町認知症高齢者等個人賠償責任保険』 加入要件確認フロー図

質問①

保険加入しようとしている方は、
『吉野ヶ里町認知症高齢者等見守り台帳』に登録し、40歳以上の方ですか？

はい

(いいえ)

質問②

保険加入しようとしている方は、
在宅生活をしていますか？
(「施設等」で生活している人は加入できません)

※「施設等」とは

- ①介護保険サービスにおける施設サービスを利用する方及び居住系サービスを利用する方
 - 施設サービス
(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設)
 - 居住系サービス
(認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護)
- ②医療法に規定する病院又は診療所に入院している方
- ③次のいずれかの社会福祉施設に入所している方
 - ア) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設等に入所している方
 - イ) 生活保護法に規定する救護施設及び更正施設に入所している方
 - ウ) 老人福祉法に規定する養護老人ホームに入所している方

はい

(いいえ)

質問③

保険加入しようとしている方は、
要介護認定における※「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡa以上ですか？

はい

(いいえ)

加入要件を満たしています (加入要件を満たしていません)

※「認知症高齢者の日常生活自立度」とは、認知症や障害のある高齢者が、どの程度独力で日々の生活を送ることができるのかをレベル分けした基準値です。「Ⅱa」は、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが家庭外で見られるが、誰かが注意していれば自立できる状態のことです。例えば、道に迷う、買い物時の計算ができないなどの症状が見られる場合はこのレベルに該当します。